

鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴田町内にある空き家の利活用による移住・定住の促進を図るため、五所川原圏域空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）を利用して町に移住・定住を希望する者等に、予算の範囲内で空き家バンク活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鶴田町補助金等の交付に関する規則（昭和59年鶴田町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない戸建て住宅又はこれらと同様の状態にある戸建て住宅及びその敷地（併用住宅を含む。以下「住宅」という。）をいう。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項で定める特定空家等及びこれに類するものを除く。
- (2) 移住世帯 青森県外に3年以上居住していた者が、定住の意志をもって当町に転入し、取得日現在において、転入後3年を超えない者（青森県内の他市町村から当町に転入した者のうち、取得日現在において、青森県内での居住期間が3年を越えないものを含む。）を含む世帯をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者で、空き家バンクに物件を登録した者をいう。
- (4) 賃借者 空き家バンクを利用して所有者と賃貸借契約を締結して住宅に居住する者をいう。
- (5) 購入者 空き家バンクを利用して所有者と売買契約を締結して住宅を取得する者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定める補助金区分に応じ、同表に定める事業とする。ただし、補助対象事業のうち、国、他の地方公共団体の補助金又は鶴田町の他の制度による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の交付の対象となる部分は、補助対象事業としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定める補助金区分に応じ、同表に定める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助対象者としない。

- (1) 補助対象者及びその属する世帯の世帯員が町税等を滞納している場合
- (2) 賃貸借又は売買契約の相手方が3親等以内の親族である場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者である場合
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定める補助金区分に応じ、同表に定める費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が不適当と認める費用は、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲以内において別表第1に定める補助金区分に応じ、同表に定める額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に定める補助金区分に応じ、同表に定める書類を添えて、町長に申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として賃貸借契約又は売買契約締結日から1年以内に行うものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、又は不適当と認めるときは、交付金の不交付を決定し、鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助対象事業の変更等）

第10条 交付決定者は、補助事業の内容の変更について町長の承認を受けようとする場合は、鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金事業変更等承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助事業の変更の承認申請について、その内容を審査し、鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金事業変更等承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内に、別表第3に定める補助区分に応じ、鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう交付決定

者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金交付請求書(様式第7号)により町長に補助金の交付を請求するものとする。
2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金の交付を行う。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。
(1) 偽りその他不正の手段により申請し交付を受けたとき。
(2) 工事において建築基準法違反等の不正があったとき。
(3) 補助金の交付の日から5年以内に当該空き家を取り壊したとき。
2 前項の規定にかかわらず、補助事業者の責めに帰すべき事由がない場合は、この限りでない。
3 交付決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。
4 前項の規定による返還を求める補助金の額は、別表第4のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日以前に賃貸借契約又は売買契約を締結した者に対する補助金の額は、この要綱による改正前の鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金交付要綱別表第1の規定による。